放射性物質取扱作業室に限る。）については、作業環境測定法第二条第六号又は第八号に規定する者（作業環境測定法施行規則別表第二号に掲げる作業場の種類について登録を受けている者に限る。）又はこれと同等以上の能力を有する者に実施させること。	放射性物質取扱作業室に限る。）については、作業環境測定法第二条第五号又は第七号に規定する者（作業環境測定法施行規則別表第二号に掲げる作業の種類について登録を受けている者に限る。）又はこれと同等以上の能力を有する者に実施させること。
二十一～三十一　（略）	二十一～三十一　（略）
2　（略）	2　（略）

附　則

この省令は、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和八年十月一日）から施行する。